

「障害者補助犬法」が施行されます。

10月から
同伴が自由



10月から
使用が自由



(民間の事業所、
住宅は努力義務)

来年10月
から同伴が
自由



ることを拒んではならない。(不特定かつ多数の者が利用
する施設の管理者に係る部分は平成15年10月1日施行)

- (2) 身体障害者補助犬には、その使用者のために訓練された
身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示を
しなければならない。
- (3) 施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を
同伴・使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が
他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理
しなければならない。

5 身体障害者補助犬の認定等

- (1) 厚生労働大臣は、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体
障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする公益法人又は
社会福祉法人であって、身体障害者補助犬の認定の業務
を適切かつ確実に行うことができると認められるものを
指定する。

- (2) 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された
犬であって、申請があったものについて、身体障害者が
これを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を
利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその
他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、そ
の旨の認定を行わなければならない。

6 身体障害者補助犬の衛生の確保

身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者
補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を
受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう
努めなければならない。

- 7 国民は、身体障害者補助犬を使用す
る身体障害者に対し、必要な協力を
するよう努めなければならない。